

地域の会第180回定例会 資料

平成30年6月6日
原子力規制委員会
原子力規制庁

資料1：前回定例会（5月9日）以降の原子力規制庁の動き

資料2：委員ご質問への回答

前回定例会（5月9日）以降の原子力規制庁の動き

平成30年6月6日

柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

- 5月16日 第9回原子力規制委員会
平成29年度第4四半期の保安検査の実施状況等について
- 5月23日 第10回原子力規制委員会
島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクトの腐食を踏まえた
原子力事業者の点検調査結果について
- 5月30日 第12回原子力規制委員会 臨時会議
原子力規制委員会と東京電力HD株式会社経営層による意見交換

【柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況】

- 5月9日 新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換（175）
- 5月11日 新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換（176）

【規制法令及び通達に係る文書】

- 5月8日 柏崎刈羽原子力発電所に係る溶接安全管理審査の結果及び評価結果を
通知

【被規制者との面談】

- 5月8日 中央制御室換気空調系ダクト等の点検調査に関する東京電力HDの対応に
ついて
- 5月8日 沸騰水型軽水炉関係事業者における株式会社神戸製鋼所等の不正問題への
対応状況について
- 5月17日 中央制御室換気空調系ダクト等の点検調査に関する東京電力HDの対応に
ついて
- 5月23日 不適切なケーブル敷設への対応状況及び柏崎刈羽原子力発電所3号機パワ
ーセンター受電遮断器の火災について
- 5月25日 柏崎刈羽原子力発電所3号機パワーセンター受電遮断器の火災について

【その他】

- 5月18日 新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会において柏崎刈羽
原子力発電所6号及び7号炉に関する審査の概要について説明
- 5月19日 東京電力柏崎刈羽原子力発電所6, 7号炉の審査結果に関する住民説明
（柏崎市文化会館「アルフォーレ」）
- 5月20日 東京電力柏崎刈羽原子力発電所6, 7号炉の審査結果に関する住民説明

(刈羽村生涯学習センター「ラピカ」)

【柏崎刈羽原子力規制事務所】

5月 9日 平成30年度保安検査計画を定め、柏崎刈羽原子力発電所に通知

5月16日 柏崎刈羽原子力規制事務所における事業者への軽微な指摘の公表
(平成29年度第4四半期分)

5月28日～ 平成30年度第1四半期保安検査実施中
検査項目は以下の通り。

・発電所長レビューの実施状況

平成29年度の保安活動に対する評価などが実施され、平成30年度の目標及び活動計画が適切に作成されているかを確認する。

・安全文化醸成活動の実施状況

平成29年度の安全文化醸成活動の実績及び評価結果を踏まえて、安全文化の定着、維持、更なる改善に向けた活動が平成30年度の計画に反映、計画されているかを確認する。

・原子力防災訓練の実施状況

平成29年度の訓練結果に対する評価などが適切に実施され、平成30年度の計画が適切に作成されているかを確認する。

・外部事象等に対する体制の整備状況（止水措置をしていない貫通部に対する止水措置等に係る実施状況）

原子炉建屋への雨水流入が生じた事例等が発生していることから、その外部事象等に対する体制の整備および取組状況を確認する。

【放射線モニタリング情報】

原子力規制委員会は、放射線モニタリング情報を「原子力規制委員会ホームページ」
(<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/new/list-1.html>) にて発表している。

直近の主な更新情報は下記のとおり。

① 各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上1m高さの空間線量

<平成30年6月5日版> (平成30年6月3日測定分)

http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/13000/12814/24/192_20180603_20180605.pdf

② 福島第一原子力発電所近傍海域の海水の放射性物質濃度

<平成30年6月5日版> (試料採取日：平成30年5月27日～6月2日)

http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/13000/12815/24/278_1_20180605.pdf

以上

委員ご質問への回答

地域の会 宮崎委員

規制委員会は 6,7 号機の適合性審査では、フィルターベント装置は上下左右前後 30cm 以内の変形がある、配管が損傷しないベローズにすると説明があったから、合格させたと思います。合格後、東電が詳しく調べたら 30cm 以上動くと言い出したわけです。いわば、前言を翻したわけですから、合格を撤回し審査し直しではありませんか。

また、規制基準では、重要施設の直下に「活断層」が有ってはならないとしていますが、施設が傾くことを恐れてのことです。今回のフィルタ装置が「液状化」で傾く恐れがあるというわけですから、運転停止にあたるのではありませんか。

(回答)

設置変更許可に係る審査では、フィルターベント装置を含む重要な施設の安全機能が重大な影響を受けないよう液状化等に対する設計方針を確認しております。フィルターベント装置が液状化によりどの程度動くかといった詳細な計算結果は、今後、補正申請される工事計画の審査で確認することになります。

具体的には、設置変更許可に係る審査では、フィルターベント装置は、十分な支持力を有する地盤に杭によって支持されることで傾かない(不等沈下しない)設計としていることを確認するとともに、硬い地盤の上部の地盤の液状化により杭が折れ曲がり、フィルターベント装置が傾くなどの影響が想定される場合は、地盤改良などの対策工事が適切に行われることの設計方針を確認しています。

以上